

全国林野関連職員労働組合近畿中国地方本部交渉

議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成25年12月16日（月）15:00～16:00（60分）
- 2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室
- 3 出席者：
組合 池田克司委員長、中本茂典副委員長、山形成司書記長、前田浩二執行委員、
山下一郎執行委員、梅津智也執行委員
当局 竹花祐治総務企画部長、松本清二総務課長、原哲郎企画調整課長、稲葉昭
治企画官（安全衛生）、片山宏文総務課課長補佐（総務）、清水勝成総務課
課長補佐（福利厚生）
- 4 交渉事項
 - ・ 事業実行に係る労働条件の確保について
 - ・ 宿舍削減計画の実施に伴う職員の通勤、居住環境の確保について
 - ・ 安全管理体制の充実・強化について
 - ・ 給与等の適正な支給について

5. 議事概要

（当局）

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のため予備交渉を実施し、交渉項目の整理、時間、場所等について整理したことを前提に交渉を始める。

始めに、当局代表から冒頭発言をする。

（当局）

国有林野事業が本年4月から一般会計へ移行し、概ねスムーズに移行できたことは、職員団体及び職員の理解と協力の下、一丸となって取り組んだ結果と考えており、感謝申し上げます。

一般会計化後の国有林の役割として、地域貢献や民国連携が大きな役割としてあるが、正に国有林のフィールドを有効に活用しつつ、森林・林業のフロントランナーとして機能し得るよう、取り組んでいるところであり、これら取組の推進にあたっては、職員団体及び職員の理解と協力がなくては実現できないところである。

本日の交渉においては、職員団体の申し入れによるものではあるが、忌憚のない意見を伺い、検討すべきは検討するなど、誠意を持って対応する考えであるので、よろしく願います。

（当局）

ただいまから、「事業実行に係る労働条件の確保について」の交渉を行う。

（組合）

国有林野事業の一般会計化に伴い、業務が多様化・増加しており、また、職員個々の負担が増えている実態がある。

これまで、個々の労働条件の緩和を図るため、事務・業務改善を推進するとしてきたが、平成25年度の取組状況はどうなっているのか、新たな方策はあるのか示されたい。

(当局)

事業実行に係る労働条件の確保について、平成24年度に、現場業務の軽減や事務の減量化を図るための改善策を示すこととしていたところであるが、一般会計移行に伴う通達類の改正等を踏まえた検討に時間を要し、具体の軽減策を示す時期が遅れている。

平成24年度内に実施できなかったこれらの現場業務の軽減策については、今年度の事務・業務改善方針に位置付け鋭意検討しており、早期に結論を出していく考えである。

今後も、職員からの提案や局各課における制度等の検討において、業務の減量化・効率化について、取組を推進し、職員の負担軽減に努めていく考えである。

(組合)

伐採系森林整備は、ここ数年、増加傾向にあることから、伐採現場等における監督・検査等を補助する非常勤職員の雇用が導入されている。治山事業における現場技術業務委託(監督補助)について、導入が遅れているようであるが、早期に導入できるよう取り組まれない。

(当局)

治山事業における現場技術業務委託(監督補助)については、林野庁において制度等の検討がなされていると聞いており、成案を得た段階で早期に導入する考えである。

(当局)

次に、「宿舎削減計画の実施に伴う職員の通勤、居住環境の確保について」の交渉を行う。

(組合)

平成23・24年度に「国家公務員宿舎削減計画」を財務省が公表したことに伴い、宿舎に入居している職員から不安視する声が出されており、宿舎削減計画に基づき進められれば通勤条件・居住環境等について、後退することが予想される。

職員の不安解消及び不利益・負担とならないよう適切に対応すること。

(当局)

「国家公務員宿舎の削減計画」については、財務省理財局から 全省庁統一的な指示の下に進められており、国有林野事業としても対応せざるを得ないことから、宿舎別必要戸数調査、各宿舎の詳細データ調査や財務局のヒアリング、財務局との具体的な存置宿舎・廃止宿舎の選定に係る調整等を実施してきたところである。

公務員宿舎については職員一人ひとりの生活基盤として重要なものであり、労働条件の最たるものと認識しているところである。

今後も「宿舎・庁舎の整備目標」の考え方を基本に、関係省の理解が得られるよう

努め、必要な宿舍の確保に最大限取り組み、職員の不安や混乱を招くことのないよう、適切に対応していく考えである。

(当局)

次に、「安全管理体制の充実・強化について」の交渉を行う。

(組合)

職員の安全確保を図るにあたり、各署等で実施している健康安全協議会は重要な位置づけと考えている。一般会計移行に係り、これまでの安全に対する認識・考え方・取り組みについて、基本的な考え方を示すとともに署等への指導を徹底されたい。

(当局)

職員の安全確保については、一般会計移行後、新たな関係通知等の発出を行い、各職場に即した実効性のある安全諸活動に取り組んでいるところである。

また、安全管理体制については、安全管理重点施策を策定し、安全管理者等における責任や役割を認識させるとともに、健康安全協議会の機能の充実・強化に努めるなど、健康安全管理体制の充実に努めているところである。

安全に対する考え方や取り組みについては、一般会計移行後においても、従来と変わるものではないと認識しており、今後も適切に指導していく考えである。

(当局)

最後の項目となる、「給与等の適正な支給について」の交渉を行う。

(組合)

一般会計移行に係り給与体系・旅費規定等が変更となった。変更点等について職員から質問等があった場合には適切に説明するなど、職員が不安を抱かないよう対応すること。

(当局)

職員の不安や混乱を招くことのないよう、適切に対応していく考えである。

(組合)

一般会計化に伴い、職員の労働条件が大きく変わった。署長等管理者がリーダーシップを発揮し、職員が不安を抱くことのないよう適切に対応して頂きたい。

(当局)

本日は、職員の「事業実行に係る労働条件について」など、職員団体のご意見・ご要望をお伺いし、当局の考え方を申し上げた。

円滑な業務運営を行っていくためには、職員及び職員団体のご理解とご協力が不可欠と考えており、今後についても、職員団体との信頼関係の上になんて、引き続きより良い職場づくりに努めて参りたいと考えているので、なお一層のご理解・ご協力をお願いする。